

別添

令和7年度自動車（普通乗用、新車）1台の賃貸借契約仕様書

令和7年度自動車（普通乗用、新車）1台の賃貸借契約については、調達公告、入札説明書、契約条項に定めるもののほか、この仕様書による。

1 賃貸借する自動車

- (1) 台 数 1台
- (2) 仕 様 別紙自動車（普通乗用、新車）車両仕様（以下「車両仕様」という。）
のとおり
- (3) 借 入 場 所 車両仕様のとおり
- (4) 賃 貸 借 期 間 令和7年4月1日から令和13年3月31日まで

2 契約内容等

(1) 契約内容

ア 自動車の賃貸借

イ 賃貸借自動車の保守、点検、修理その他のメンテナンス（以下「メンテナンス」という。）

(2) メンテナンス内容

メンテナンスは、原則として受注者が自動車をその借入場所で引き取り、受注者が指定する整備工場（以下「指定整備工場」という。）において以下のとおり実施すること。

ア コンディションチェック

(ア) 実施内容（以下の内容については、訪問により点検を行うことができる。）

- a ブレーキ液、バッテリー液冷却水、エンジンオイルの量
- b エンジンのかかり具合、異音
- c ヘッドランプ、ストップランプ、ウインカーランプ等の点灯、汚れ、損傷
- d ウインドウウォッシャー液の量
- e ワイパーの拭き取り状態
- f ベルト（ファン、パワステ、エアコン）の緩み、損傷
- g バッテリーの腐食等
- h タイヤの圧（目視）、摩耗、損傷等
- i ブレーキの踏みしろ

(イ) 実施時期

3か月に1回

イ 賃貸借期間中の継続検査

ウ 法定点検

エ 一般整備、一般消耗品（消耗タイヤ、ワイパーゴム、ライトの電球、リモコンキー等電池、ウインドウウォッシャー液等を含む。）の交換又は補充

オ 故障修理（エンジンオイル、エアコンガス等の補充を含む。）

カ バッテリー（駆動用及び補機用）の交換

キ エンジンオイル及びオイルフィルタの交換

ク タイヤ（ラジアルタイヤ、スタッドレスタイヤ）の交換

ケ 磨耗タイヤ（ラジアルタイヤ、スタッドレスタイヤ）の更新

コ 代車提供（事故時を除き、車検、修理で48時間以上賃貸借自動車を使用できないと見込まれる場合）

サ 継続検査、法定点検、その他部品交換等を行った場合の洗車及び室内清掃

- シ 通常走行中におけるタイヤのパンクの修理
- ス その他安全な走行に必要な点検及び修理
- (3) メンテナンスに含まないもの
 - ア 日常点検
 - イ 燃料代、駐車料金、高速道路料金
 - ウ タイヤ（ラジアルタイヤ、スタッドレスタイヤ）の保管
 - エ 免責とされる保険事故に係る自動車の修理費用の負担
 - オ 自動車の機能に影響のない感覚的現象（音、振動、オイルのにじみ等）の整備
 - カ 各種通信機、映像・音響機器等の修理
 - キ 特別架装、装備の修理費用の負担
 - ク 経年劣化等による自動車本体及び付属品の腐食、老化、退色の修理、復元等
 - ケ 自動車を使用できなかったことによる不便さ及び損失等（宿泊代、電話代、休業損失等）の補償
- (4) 賃貸借料に含まれるもの
 - ア 新規検査に要する費用
 - イ 自動車税環境性能割
 - ウ 自動車税種別割
 - エ 自動車重量税
 - オ 自動車損害賠償責任保険料
 - カ (2) に定めるメンテナンスに要する費用
 - キ 受注者の名称又は商号が変更となった場合の自動車検査証の記載事項の変更に要する費用
 - ク 賃貸借自動車が減失等した場合の自動車検査証の返納に要する費用
 - ケ 自動車リサイクル料金

(注) ウからキまでについては、賃貸借期間中に要する費用とする。

3 賃貸借自動車の引渡し

賃貸借自動車の発注者への引渡しは、自動車検査証の交付を受けた後、1の(4)の賃貸借期間の開始日までに、1の(3)の借入場所において行うこと。ただし、当該日までに引渡しができない相当の理由があると発注者が認めた場合は、この限りでない。

4 自動車検査証記載上の注意

自動車検査証の記載事項中、「所有者の氏名又は名称」は受注者の氏名又は名称とし、「使用者の氏名又は名称」、「使用者の住所」及び「使用の本拠の位置」は次のとおりとする。

- (1) 使用者の氏名又は名称 鳥取県
- (2) 使用者の住所 鳥取県鳥取市東町一丁目220
- (3) 使用の本拠の位置 1の(3)の借入場所の所在地のとおり

5 賃貸借料の支払

- (1) 請求時期 受注者は、入札説明書様式第7号契約金額各月内訳書の別紙「賃貸借内訳表」に記載した賃貸借自動車に係る月額賃貸借料を当該賃貸借月の翌月初日以降に請求することができる。
- (2) 支払期日 発注者は、(1)の適正な請求書を受領した日から起算して30日以内に当該賃貸借料を一括して支払う。ただし、金融機関のシステム障害等発注者の責めに帰さない事由がある場合はこの限りでない。
- (3) 支払方法 口座振替払

6 事故処理

事故により賃貸借自動車が損傷したときは、発注者は速やかに受注者に報告するとともに、発注者の負担において、損傷の程度により最寄りの整備工場又は指定整備工場で自動車を修理する。

7 その他

- (1) 発注者へ指定整備工場名を報告すること。
また、自動車内に受注者名、指定整備工場名及びそれらの連絡先を表示すること。この際、表示する位置について発注者と協議すること。
- (2) 事故、故障等による修理は、迅速に対応すること。
- (3) 契約締結後、当該年度の点検、整備計画書を作成し、速やかに提出すること。
- (4) 点検、整備を行う場合は、可能な限り公務の支障とならないよう調整すること。
- (5) 点検、整備完了後は、結果報告書を速やかに提出すること。
- (6) 賃貸借期間が終了した自動車は、速やかに引き取ること。
- (7) 法定点検、車検時には、該当する自動車の保管場所まで引き取りに来ること。
- (8) 自動車製造メーカーの責めによるかし等(リコール等)の不具合が自動車に発生した場合は、当該自動車が十分に機能し、安全な運行ができる状態となるよう誠実に対応すること。
- (9) 賃貸借自動車に付随するタイヤ(ラジアルタイヤ及びスタッドレスタイヤ)は、発注者の責任において保管する。
- (10) 任意保険は、発注者の負担において別途加入する。(代車を除く。)
- (11) 賃貸借自動車の状態により発注者が賃貸借期間満了後も引き続き当該自動車の賃貸借を希望する場合は、発注者と受注者が協議の上、賃貸借期間を延長することができる。
- (12) この仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担とする。
- (13) この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義の生じた事項については、発注者と受注者が協議して定める。

別紙

自動車（普通乗用、新車）車両仕様

- (1) 名称 普通乗用車（ハイブリッドカー）
- (2) 数量 1台
- (3) 総排気量 2,500cc程度
- (4) 燃費基準 別表に掲げる基準を満たすもの
- (5) 低排出ガス車 平成30年基準排出ガス規制に適合程度
- (6) 車両寸法 全長4,995mm程度
全幅1,850mm程度
全高1,935mm程度
- (7) 乗車定員 7名
- (8) 形状 ミニバン（5ドア）
- (9) ボディカラー ホワイト系
- (10) トランスミッション AT（CVT）
- (11) 駆動方式 4WD（E-Fourも可）
- (12) 主要装備 別記1「主要装備一覧」及び
別記2「ドライブレコーダー仕様書」のとおり
- (13) 月間予定走行距離 2,500km
- (14) 借入期間 令和7年4月1日から令和13年3月31日まで
- (15) 引渡し期限 令和7年4月1日（火）
- (16) 借入場所及び所在地 鳥取県内

<別表 ガソリン乗用車に係るJC08モード又はWLTCモード燃費基準>
※環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和5年12月）抜粋

車両重量 区分	燃費基準値	車両重量 区分	燃費基準値
741 kg未満	24.6 km/L 以上	1,531 kg以上 1,651 kg未満	16.5 km/L 以上
741 kg以上 856 kg未満	24.5 km/L 以上	1,651 kg以上 1,761 kg未満	15.4 km/L 以上
856 kg以上 971 kg未満	23.7 km/L 以上	1,761 kg以上 1,871 kg未満	14.4 km/L 以上
971 kg以上 1,081 kg未満	23.4 km/L 以上	1,871 kg以上 1,991 kg未満	13.5 km/L 以上
1,081 kg以上 1,196 kg未満	21.8 km/L 以上	1,991 kg以上 2,101 kg未満	12.7 km/L 以上
1,196 kg以上 1,311 kg未満	20.3 km/L 以上	2,101 kg以上 2,271 kg未満	11.9 km/L 以上
1,311 kg以上 1,421 kg未満	19.0 km/L 以上	2,271 kg以上	10.6 km/L 以上
1,421 kg以上 1,531 kg未満	17.6 km/L 以上		

備考)「車両重量」とは、道路運送車両の保安基準第1条第6号に規定する空車状態における車両の重量。

別記1

主要装備等一覧

- (1) 14インチディスプレイオーディオ（標準装備、車載ナビ・フルセグTV・Bluetooth）
- (2) 13型以上後席ディスプレイ（HDMI接続、販売店装着オプションも可）
- (3) エアコン（前後左右席独立温度コントロールフルオートエアコン）
- (4) フロアマット一式・エントランスマット付・ラグマット（ダークグレー）〔メーカー純正標準仕様〕
- (5) アルミホイール及びラジアルタイヤ（純正ホイールを含む。）
- (6) アルミホイール及びスタッドレスタイヤ（国内メーカーかつ国内で生産されたものに限る。純正ホイールを含む。サイズについては（5）に同じ）
- (7) タイヤチェーン（ワンタッチ式、社外品可）
- (8) 運転席／助手席エアバッグ・SRSカーテンシールドエアバッグ
- (9) 後部座席シートベルト
- (10) 電動格納式ドアミラー
- (11) パワー集中ドアロック
- (12) パワーウインドウ
- (13) パワースライドドア（両側）
- (14) コーナー（リア）センサー（メーカーオプション）
- (15) 停止表示器材（三角表示板）〔社外品可。ただし、道路交通法施行規則の基準にあてはまるもの〕
- (16) ダブルウィッシュボーンリアサスペンション
- (17) ETC2.0ユニット（メーカーオプション、セットアップ費用を含む。）
- (18) IR（赤外線）カットフィルム（ダークスモーク）（販売店装着オプションも可）
- (19) スペアタイヤ（メーカーオプション）
- (20) 寒冷地仕様（メーカーオプション）
- (21) ナンバーフレーム
- (22) 電子インナーミラー型ドライブレコーダー（前後方カメラ）

※上記については、特に指定がない限り、純正品とする。ただし、純正品がない場合は販売店装着オプションでも可とする。

別記2

ドライブレコーダー仕様書

1 品名

ドライブレコーダー(Gセンサー付)

2 規格・品質

- (1) 前方と後方を同時録画できること。
- (2) 常時録画可能であること。(手動での録画も可能であること。)
- (3) Gセンサー(衝撃録画機能)搭載
- (4) 動作環境温度 -10°C ~ 60°C 以上
- (5) 録画映像をパソコンで再生可能であること。
- (6) 音声録音機能があること。(オン/オフの切替えが可能であること。)
- (7) 電源電圧 入力電圧 DC12V
- (8) 記録媒体 microSDカード class10(64GB)以上
(メーカー純正品又はメーカー推奨品とすること。)
(microSDカードスロットを2つ搭載しているドライブレコーダーの場合は、32GB以上のmicroSDカード2枚でも可とする。)
- (9) (8)の記録媒体により、標準・普通画質で常時録画が300分以上可能であること。
- (10) 付属品 電源コード、ブラケット、両面テープ、microSDカード
- (11) 製品保証期間 1年以上
- (12) 前方カメラについて
 - ア 視野角度が水平 360° 度、垂直 230° 度以上であること。
 - イ 記録解像度がフルHD 200万画素以上であること。
- (13) 後方カメラについて
 - ア 視野角度が水平 120° 度以上、垂直 60° 度以上、対角 125° 度以上であること。
 - イ 記録解像度がフルHD 200万画素以上であること。
- (14) 前方カメラ及び後方カメラともに CMOS イメージセンサーを搭載していること。
- (15) LED信号機対応(又は信号機の点滅を軽減する周波数を設定できること。)であること。

3 参考機種(同等品可)

- ・コムテック ZDR-037
- ・ユピテル Q-32R
- ・PIXYDA PDR900SP

4 取付け方法等

取付けに際しては電源供給をシガーソケット等から行わず、独自の電源回路から行うこと。
また、配線は内装表面に全体が露出しないように行うこと。
なお、内装の形態上、やむを得ず全体が露出する場合は、発注者の指示に従うこと。

5 納品時の設定

- (1) 納品時点で最新のファームウェアにアップデートすること。
- (2) 前方カメラと後方カメラともに常時録画映像と衝撃録画映像が記録されるよう設定すること。
- (3) 録音機能設定はOFFであること。
- (4) 常時録画について
 - ア エンジンがかかることで、特別な操作なしで自動的に録画されること。
 - イ エンジンを切ることで、自動的に常時録画が停止されること。
 - ウ 録画データが記録容量上限に達した場合、古い映像から順に消去し、新しい映像が録画されること。
 - エ 前方カメラの録画サイズは、初期状態で常時録画記録時間が約300分程度確保できるよう、記録媒体の保存領域、画質、フレームレート等の設定を行うこと。
なお、画質は標準画質以上とすること。
- (5) 衝撃録画について
 - ア Gセンサーが衝撃を検知すると、衝撃を検知した時点の映像データ(検知前後の約20秒間以上)が自動的に保護ファイルとして録画されること。
 - イ アで作成された保護ファイルは上書きされないこと。

6 その他

取付け等に要する費用(部品、付属品代を含む)は、見積単価に含めること。